

# 定 款

公益社団法人  
西海市シルバー人材センター

## 公益社団法人西海市シルバー人材センター定款

### 第1章 総則

#### (名称)

第1条 この法人は、公益社団法人西海市シルバー人材センター(以下「センター」という。)と称する。

#### (事務所)

第2条 センターは、主たる事務所を長崎県西海市に置く。

2 センターは、理事会の決議によって従たる事務所を必要な地に置くことができる。

#### (目的)

第3条 センターは、定年退職者等の高齢者(以下「高齢者」という。)の希望に応じた臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務(当該業務に係る労働力の需給の状況、当該業務の処理の実情等を考慮して厚生労働大臣が定めるものに限る。当法人定款第4条及び第5条において同じ。)に係る就業の機会を確保し、及びこれらの者に対して組織的に提供することなどにより、その能力を生かした就業その他の多様な社会参加活動を援助して、これらの者の生きがいの充実と福祉の増進を図るとともに、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的とする。

#### (事業)

第4条 センターは、前条の目的を達成するため、西海市及びその周辺において次の事業を行う。

- (1) 臨時的かつ短期的な就業(雇用によるものを除く。)又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用によるものを除く。)を希望する高齢者に対する、これらの就業の機会の確保及び組織的な提供
- (2) 臨時的かつ短期的な雇用による就業又はその他の軽易な業務に係る就業(雇用に係るものに限る。)を希望する高齢者に対する職業紹介事業又は労働者派遣事業。なお、長崎県知事から「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和46年法律第68号)」第39条に規定する業務拡大に係る業種及び職種等の指定を受けた場合は、同種の事業を週40時間までとすることができる。
- (3) 高齢者に対する、臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務に係る

就業に必要な知識及び技能の習得を目的とした講習

- (4) 高齢者の臨時的かつ短期的な就業及びその他の軽易な業務にかかる就業を通じて、高齢者の生きがいの充実及び社会参加の推進を図るために必要な事業
- (5) 前各号に掲げるもののほか、高齢者の多様な就業機会の確保及び地域社会、企業等における高齢者の能力の活用を図るために必要な事業
- (6) その他センターの目的を達成するために必要な事業

## 第2章 会 員

(種 別)

第5条 センターの会員は、次の2種とし、正会員及び特別会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)上の社員とする。

- (1) 正会員 センターの目的に賛同し、その事業を理解している次のいずれにも該当する者であって、理事長の承認を得た者
  - ア 西海市に居住する原則として60歳以上の者
  - イ 健康な者であって、臨時的かつ短期的な就業又はその他の軽易な業務に係る就業を通じて自己の労働能力を活用し、それによって自らの生きがいの充実や社会参加等を希望する者
- (2) 特別会員 センターに功労があった者又はセンターの事業運営に必要な学識経験を有する者で、理事会の承認を得た者

(入 会)

第6条 センターの正会員になろうとする者は、理事会が別に定める入会申込書を理事長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 理事長は、前項の入会申込書を受理したときは、理事会が別に定める入会及び退会規程に基づき、入会の可否を決定し、理事会においてこれを報告しなければならない。
- 3 センターの特別会員は、理事長が理事会に推薦し、その承認を受けなければならない。

(会 費)

第7条 正会員は、センターの事業活動に必要な経費に充てるため、総会において別に定める会費を支払わなければならない。

(退会)

第8条 会員は、理事会が別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも脱会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに理由を付して除名する旨を通知し、総会において、決議の前に弁明する機会を与えなければならない。

- (1) センターの定款その他の規則に違反したとき。
- (2) センターの名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。ただし、特別会員については、第3号及び第4号の規定は除く。

- (1) 成年被後見人又は被保佐人になったとき。
- (2) 死亡し、若しくは失踪宣告を受けたとき。
- (3) 西海市に居住しなくなったとき。
- (4) 会費等を1年間以上滞納したとき。
- (5) 全ての会員の同意があったとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定によりその資格を喪失したときは、センターに対する会員としての権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 センターは、会員がその資格を喪失しても、既に納入した会費及びその他の拠出金品は、これを返還しない。

### 第3章 総会

(構成)

第12条 総会は、すべての会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第13条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員を選任及び解任
- (3) 役員報酬等の額及び役員報酬等の支給の基準
- (4) 役員賠償責任の免除
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 会費の金額
- (8) 解散、公益目的取得財産残額の贈与及び残余財産の処分
- (9) 合併
- (10) 前各号に定めるもののほか、総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(種別及び開催)

第14条 センターの総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

- 2 定時総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。
- 3 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
  - (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
  - (2) 会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面により、招集の請求が理事長にあったとき。

(招集)

第15条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第3項第2号の規定による請求があったときは、その日から6週間以内の日を総会の日とする臨時総会の招集の通知を会員に発しななければならない。
- 3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項、その他法令で定める事項を記載した書面をもって、開催日の1週間前までに会員に通知を発しななければならない。ただし、総会に出席しない会員が、書面によって議決権を行使することができるとするときは、2週間前までに通知を発しななければならない。

(議長)

第16条 総会の議長は、当該総会において会員の中から選出する。

(議決権)

第 17 条 総会における議決権は、会員 1 名につき 1 個とする。

(定足数)

第 18 条 総会は、総会員の議決権の過半数を有する会員の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第 19 条 総会の決議は、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会員の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) 資金の長期借り入れ
- (6) その他法令で定められた事項

(書面議決等)

第 20 条 総会に出席できない会員は、予め通知された事項について書面をもって議決し、又は他の会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合における前 2 条の規定の適用については、その会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第 21 条 総会の議事については、法令で定めるところにより 議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、議長及び出席した理事のうちから議長が指名した議事録署名人 2 人以上が署名、又は記名押印するものとする。

## 第4章 役員

(役員を設置)

第 22 条 センターに、次の役員をおく。

- (1) 理事 10 名以上 20 名以内
- (2) 監事 2 名以内

2 理事のうち 1 名を理事長、1 名を副理事長、1 名を常務理事とする。

- 3 前項の理事長及び副理事長をもって法人法上の代表理事とし、常務理事をもって法人法第91条第1項第2号に規定する業務執行理事とする。
- 4 監事は、センターの理事又は使用人を兼ねることができない。

#### (役員を選任)

第23条 役員は、総会の決議によって選任する。

- 2 理事長、副理事長及び常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

#### (理事の職務・権限)

第24条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 理事長は、センターを代表し、その業務を執行する。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、センターの業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 常務理事は、センターの業務を分担執行する。
- 5 理事長、副理事長及び常務理事は、毎事業年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

#### (監事の職務及び権限)

第25条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、センターの業務及び財産の状況の調査をすることができる。
- 3 前2項に定めるもののほか、監事に関する事項は、法人法で定めるところによる。

#### (任期)

第26条 役員は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された役員は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 役員は、第22条第1項に定める役員の定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了により退任した後も、新たに選任された者が就任するまでは、なお役員としての権利義務を有する。

#### (解任)

第27条 役員は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等及び費用)

- 第 28 条 役員は、無報酬とする。ただし、常勤の役員には報酬を支給することができる。
- 2 役員には、その職務を行うために要する費用の弁償をすることができる。
  - 3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の決議により別に定める役員の報酬及び費用に関する規程による。

(取引の制限)

- 第 29 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事項を開示し、理事会の承認を得なければならない。
- (1) 自己又は第三者のためにするセンターの事業の部類に属する取引
  - (2) 自己又は第三者のためにするセンターとの取引
  - (3) センターが理事の債務を保証することその他理事以外の者との間においてセンターとその理事との利益が相反する取引
- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(役員の実任の免除)

- 第 30 条 センターは、法人法第 114 条第 1 項の規定により、役員が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、特に必要と認めるときは、役員が任務を怠ったことにより生じた損害賠償責任を同法第 113 条第 1 項の規定により免除することができる額を限度として、理事会の決議によって、免除することができる。

## 第 5 章 理事会

(構成)

- 第 31 条 センターに理事会を置く。
- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

- 第 32 条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。
- (1) 総会の日時及び場所並びに目的である事項の決定
  - (2) 規程の制定、変更及び廃止
  - (3) 前各号に定めるもののほかセンターの業務執行の決定
  - (4) 理事の職務の執行の監督



- (5) 理事長、副理事長及び常務理事の選定及び解職
- (6) 各事業年度の事業計画及び収支予算の承認

(開催)

第33条 理事会は、次のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面をもって理事長に招集の請求があったとき。
- (3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したとき。
- (4) 法人法の定めるところにより、監事から理事長に招集の請求があったとき、又は監事が招集したとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 前項の規定にかかわらず、前条第3号による場合は理事が、前条第4号後段による場合は監事が理事会を招集する。
- 3 理事長は、前条第2号又は第4号前段に該当する場合は、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 4 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面をもって、開催の日の1週間前までに、各役員に対して通知を発しなければならない。
- 5 前項に関らず、役員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく理事会を開催することができる。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事の総数の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

(決議)

第37条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第 38 条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、その提案について、議決に加わることのできる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、その限りではない。

(議事録)

第 39 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成しなければならない。

2 議事録には、当該理事会に出席した理事長、副理事長及び監事が署名し、又は記名押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の管理)

第 40 条 センターの資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の決議により、別に定める。

(事業年度)

第 41 条 センターの事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 42 条 センターの事業計画書及び収支予算書等(収支予算書、資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類)は、毎事業年度の開始の日の前日までに理事長が作成し、理事会の決議を経るものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 前項の書類は、毎事業年度の開始の日の前日までに、長崎県知事に提出しなければならない。

3 第 1 項の書類は、当該事業年度が終了するまでの間、主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 43 条 センターの事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

- (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 正味財産増減計算書
  - (5) 貸借対照表及び正味財産増減計算書の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号の書類については定時総会に報告し、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時総会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間、備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 役員の名簿
  - (3) 役員報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類
- 4 第1項及び第3項各号の書類及び会員名簿は、毎事業年度の経過後3ヶ月以内に長崎県知事に提出しなければならない。

#### (長期借入金)

第44条 センターが資金の借り入れをしようとするときは、その会計年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議によって長期の借り入れをすることができる。

#### (公益目的取得財産残額の算定)

第45条 理事長は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第48条の規定に基づき、毎事業年度、当該事業年度の末日における公益目的取得財産残額を算定し、第43条第3項第4号の書類に記載するものとする。

### 第7章 定款の変更及び解散

#### (定款の変更)

第46条 センターは、総会の決議によってこの定款を変更することができる。

- 2 公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律(以下「認定法」という。)第11条第1項各号に掲げる事項に係る定款の変更(軽微なものを除く)をしようとする

るときは、その事項の変更につき、長崎県知事の認定を受けなければならない。

3 前項以外の変更を行った場合は、遅滞なく長崎県知事に届け出なければならない。

(解散)

第47条 センターは、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(公益目的取得財産残額の贈与)

第48条 センターが、公益認定の取り消しの処分を受けた場合、又は合併により消滅する場合(その権利義務を承継する法人が公益法人であるときを除く。)において、認定法第30条第2項に規定する公益目的取得財産残額があるときは、これに相当する額の財産を1ヶ月以内に、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

(残余財産の処分)

第49条 センターが解散等により清算するとき有する残余財産は、総会の決議により、センターと類似の事業を目的とする他の公益法人若しくは認定法第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に帰属させるものとする。

## 第8章 事務局

(事務局)

第50条 センターの事務を処理するため、センターに事務局を置く。

2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。

3 事務局長は、理事会の承認を得て理事長が任免し、その他の職員は理事長が任免する。

4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

## 第9章 公告の方法

(公告の方法)

第51条 センターの公告は、電子公告を使用する方法による。

## 第10章 雑則

(委 任)

第 52 条 この定款の施行について必要な事項は、理事会の決議により、別に定める。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下「整備法」という。)第 106 条第 1 項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 センターの最初の理事長は濱田博之とし、副理事長は谷川徹三とし、常務理事は木村政己とする。
- 3 整備法第 106 条第 1 項に定める特例民法法人の解散の登記と、公益法人の設立の登記を行ったときは、第 41 条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。

附 則(平成25年6月26日総会決議第2号)

この定款は、平成25年7月1日から施行する。

附 則(平成29年6月22日総会決議第3号)

この定款は平成29年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、平成31年7月1日から施行する。

附 則

この定款は、令和元年6月5日から施行する。

